

## 神戸市と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域社会の活性化を推進するため、本協定を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）神戸市産オリジナル商品の開発・販売に関すること
- （2）健康の増進・食育に関すること
- （3）観光情報・振興に関すること
- （4）地域防災への協力に関すること
- （5）地域の安全・安心に関すること
- （6）子供・青少年育成に関すること
- （7）高齢者・障がい者支援に関すること
- （8）環境対策・リサイクルに関すること
- （9）市政情報の発信に関すること
- （10）その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

### （期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月11日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者

神戸市長

久元 喜造

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

乙 株式会社ファミリーマート

専務取締役

宮本 芳樹